死亡診断書・死体検案書の見方とコピーの使い道

死亡診断書と死体検案書の違い・欄の一覧(厚生労働省の記入マニュアル 令和8年度版の範囲)｜登録不要・無料｜2026年10月25日確認

死亡診断書と死体検案書の違い

- 医師は、診療管理下にある患者が生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合に**死亡診断書**を、死亡診断書を交付する場合以外に**死体検案書**を交付します。どちらになるかは、医師が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認めるかどうかで分かれます。
- 用紙の標題は「死亡診断書(死体検案書)」と並んでいて、交付する書類の種別によって、もう一方が二重の横線で消されます。消されていないほうが、交付された書類の種別です。
- どちらの書類でも、医師は異状を認める場合に所轄警察署へ届け出て、検視等の結果も踏まえて交付します。
- 診察若しくは検案をした医師は、交付の求めがあった場合には、正当の事由がなければ拒めません(医師法第19条第2項)。
- 通常は死亡届と一体の用紙に印刷され、医師等が書いて病院等から渡されます。提出後は返却されないと案内する市区町村があるため、写しが必要なときは提出の前にコピーを取ります(静岡市・東京都中央区)。

用紙の欄の一覧(マニュアルが医師に求めていること)

欄の名前と並びは厚生労働省の記入マニュアルの「作成に当たっての留意事項」のとおりです。家族が書く欄はありません。気になった欄に✓をつけ、医師に確かめたいことを余白に書き出してください。

✓	欄(マニュアルの呼び方)	マニュアルが医師に求めていること
☐	死亡診断書(死体検案書)	• 用紙の標題は「死亡診断書(死体検案書)」と並んでいて、交付する書類の種別によって、もう一方が二重の横線で消されている。消されていないほうが、交付された書類の種別。
☐	氏名・性・生年月日	• 氏名・性が不詳のときは(不詳)、生年月日が不詳のときは推定年齢をカッコを付けて書く。 • 生まれてから30日以内に死亡したときは、出生の時刻も書く。
☐	死亡したとき	• 死亡確認時刻ではなく、死亡時刻を書く。救急搬送中の死亡に限り、医療機関で行った死亡確認時刻を書くことができ、書くときは「時分」の余白に(確認)と書く。 • 死亡時刻が分からないときは、死体検案によって推定した時刻を書き、余白に(推定)と書く。 • 夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書く。
☐	死亡したところ及びその種別	• 種別(1 病院、2 診療所、3 介護医療院・介護老人保健施設、4 助産所、5 老人ホーム、6 自宅、7 その他)を選び、亡くなった場所の住所(ところ)を書く。 • 施設に入院・入所している人が、入院・入所先の施設に住民登録している場合も、自宅ではなく、施設の種類に応じて選ぶ。
☐	死亡の原因(Ⅰ欄の(ア)～(エ))	• (ア)欄に直接の死亡の原因となった傷病名等、(ア)の原因となる傷病名等があれば(イ)(ウ)欄に、医学的因果関係の順番に書く。欄が足りないときは(エ)欄に複数の傷病名等を書く。 • 検査の結果が出ておらず死因等を確定できないときは「不詳(検索中)」と書く。「不詳(検索中)」と書くときは、死因の種類は「12 不詳の死」を選ぶ。
☐	死亡の原因(Ⅱ欄)	• 直接には死因に関係していないが、Ⅰ欄の傷病等の経過に影響を及ぼした傷病名等があれば書く。
☐	発病(発症)又は受傷から死亡までの期間	• Ⅰ欄・Ⅱ欄に書いた傷病名等ごとに、期間を書く。期間が不明のときは「不明」又は「不詳」と書き、空白にしない。
☐	手術(手術年月日)	• Ⅰ欄・Ⅱ欄の傷病名等に関係のある手術だけを書く。手術をしていなければ「1 無」、していれば「2 有」を○で囲み、術式と所見、手術した年月日を書く。
☐	解剖	• 解剖をしていなければ「1 無」、していれば「2 有」を○で囲み、Ⅰ欄・Ⅱ欄の傷病名等に関連のある主要所見を書く。
☐	死因の種類	• 該当するものを1つ○で囲む。選択肢は、1 病死及び自然死／外因死のうち、不慮の外因死(2 交通事故、3 転倒・転落、4 溺水、5 煙、火災及び火焔による傷害、6 窒息、7 中毒、8 その他)／その他及び不詳の外因死(9 自殺、10 他殺、11 その他及び不詳の外因)／12 不詳の死。 • 「1 病死及び自然死」は疾病による死亡及び老齢、老化による自然死。「12 不詳の死」は、病死及び自然死か外因死か不詳の場合。
☐	外因死の追加事項	• 死因の種類で2～11を○で囲んだ場合に書く(病死でも、死亡の原因欄に損傷名等を書いた場合は書く)。傷害が発生したとき、傷害が発生したところの種別(1 住居、2 工場及び建築現場、3 道路、4 その他)、傷害が発生したところ(都道府県名・市区町村名)、手段及び状況を書く。
☐	生後1年未満で病死した場合の追加事項	• 生後1年未満で病死した場合の欄で、「母子健康手帳」等を参考にして書く。
☐	その他特に付言すべきことがら	• 各事項に補足すべき内容がある場合のみ書く。
☐	診断(検案)年月日・本診断書(検案書)発行年月日・医師の氏名・病院等の名称及び所在地	• 診断(検案)年月日と発行年月日をそれぞれ書く。 • 氏名の欄には、医師又は歯科医師本人が署名する。記名押印は原則不可。 • 病院等の名称及び所在地又は医師の住所は、いずれを書いてもよい。

受け取った家族が確かめるとき

書かれた内容を知りたいときは、交付した医師に尋ねられます(マニュアルは、遺族等の要望があった場合に内容を丁寧に説明するよう医師に配慮をお願いしています)。訂正できるのは原則として作成した医師本人のみで、誤記があった場合は医師が死亡届の提出先の市区町村窓口で誤記訂正をします。死因の医学的な意味や、書かれた死因の当否は、この資料では扱いません。

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/sogi/shibou-shindansho 出典の確認日:2026年10月25日 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です。死亡診断書(死体検案書)の様式そのものではありません。書かれた内容への疑問は交付した医師・医療機関に、手続きで必要な書類は各提出先に確かめてください。

死亡診断書・死体検案書の見方とコピーの使い道

死亡診断書のコピーが要る手続きの確認表(提出先に確かめて書き込む)

コピーが要る手続きと、提出先の案内

死亡診断書(死体検案書)は死亡届に添えて市区町村に出す書類で(戸籍法第86条第2項)、提出後は返却されないと案内する市区町村があります。コピーを取る前に、手続きごとに「コピーで足りるか・原本が要るか」を提出先に確かめて、右の欄に書き込んでください。中央の欄は、各提出先の公式の案内(2026年10月25日確認)です。

手続き・提出先	提出先の案内	提出先に確かめた結果(手書き)
埋葬料・埋葬費の申請 提出先:協会けんぽ(加入していた支部)	事業主の証明を受けられない場合や、任意継続被保険者(被扶養者)が亡くなった場合の添付書類として、「埋葬許可証または火葬許可証のコピー」「死亡診断書、死体検案書または検視調書のコピー」「亡くなった方の戸籍(除籍)謄(抄)本」「住民票など」のうち、いずれか一つ。協会けんぽのページは、主に必要とされるものを掲載しており、場合によっては、ここに掲載のない添付書類が必要になることもあるとしています。 出典:協会けんぽ「健康保険埋葬料(費)支給申請書」	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
葬祭費の申請(国民健康保険・後期高齢者医療) 提出先:市区町村・後期高齢者医療広域連合	このページでは、死亡診断書が要るかどうかを示しません。申請先の市区町村・広域連合の案内で、必要書類を確かめてください。	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
遺族年金の請求 提出先:年金事務所・街角の年金相談センター(日本年金機構)	年金請求書に、すべての方が添える書類の一つとして「市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピーまたは死亡届の記載事項証明書」。死亡の事実(原因)および死亡年月日の確認のため。 出典:日本年金機構「遺族基礎年金を受けられるとき」／日本年金機構「遺族厚生年金を受けられるとき」	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
年金を受けていた人が亡くなったときの届出(年金受給権者死亡届) 提出先:年金事務所(日本年金機構)	未支給年金を受け取れる遺族がいない場合などの添付書類は、亡くなった方の年金証書と、死亡の事実を明らかにできる書類(住民票除票、戸籍抄本〈亡くなった日より後に交付されたもの〉、市区町村長に提出した死亡診断書(死体検案書等)のコピー、死亡届の記載事項証明書のいずれか)。日本年金機構にマイナンバーが収録されている場合は不要。 出典:日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
生命保険契約の有無の照会 提出先:生命保険協会(生命保険契約照会制度)	照会対象者の死亡が確認できる書類(死亡診断書など)。法定相続情報一覧図を出す場合や、出す戸籍に死亡日の記載がある場合は不要。協会に出す公的書類はすべて写し(コピー)。契約が見つかった場合、保険金等の請求のために原本が必要になることがあり、協会から保険会社には書類を提供できない。 出典:生命保険協会「生命保険契約照会制度 ご利用の手引き」	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
証券会社の口座照会(例:野村證券) 提出先:取引のあった証券会社	野村證券の口座照会依頼書の案内では、被相続人の死亡が確認できる書類として、戸籍謄本等・住民票除票の写し・死亡診断書のいずれか1つ。死亡診断書のみコピー可で、戸籍謄本等・住民票除票の写しは原本。公開ページの必要書類欄は、死亡が確認できる書類を戸籍謄本、住民票除票の写し、法定相続情報一覧図としていて、書き方が違うため、依頼書の案内に合わせて野村證券に確かめる。 出典:野村證券「相続に係る口座照会依頼書」(提出書類について)	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
軽自動車の名義変更(相続) 提出先:軽自動車検査協会	所有者が亡くなった事実と、新しい所有者が相続人であることが確認できる書面として、戸籍謄本等か法定相続情報一覧図。案内には「死亡診断書は、原則使用できません」とある。 出典:軽自動車検査協会「名義変更(売買・譲渡・その他)」	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
死亡保険金の請求 提出先:契約している生命保険会社	このページでは、死亡診断書が要るかどうか、原本かコピーかを示しません。保険会社の請求案内で、必要書類を確かめてください(生命保険協会の照会制度は、保険金等の請求のために原本が必要になることがあるとしています)。	☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る ☐ 死亡診断書は不要・別の書類　枚数:＿＿＿枚 確かめた日:＿＿月＿＿日
(その他の手続き)		☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る 枚数:＿＿＿枚　確かめた日:＿＿月＿＿日
(その他の手続き)		☐ コピーで足りる ☐ 原本が要る 枚数:＿＿＿枚　確かめた日:＿＿月＿＿日

この確認表について

各提出先の案内を並べたもので、どの提出先でも同じとは限りません。コピーで足りるか、原本が要るか、そもそも死亡診断書を使えるかは、提出先ごとに違います。あなたの提出先の案内が優先です。発行費用の金額・再発行の可否・死因の医学的な解説は載せていません。

出典(2026年10月25日確認)

- S01:厚生労働省「令和8年度版死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」(掲載ページ) https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/index.html
- S02:厚生労働省「令和8年度版 死亡診断書(死体検案書)記入マニュアル」(PDF・44ページ・令和8年2月20日発行) https://www.mhlw.go.jp/toukei/manual/dl/manual_r08.pdf
- S03:医師法(昭和23年法律第201号)第19条(e-Gov法令検索) https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC0000000201
- S04:戸籍法(昭和22年法律第224号)第86条(e-Gov法令検索) https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000224
- S05:静岡市「死亡したときの届(死亡届)」 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8436/s013629.html
- S06:東京都中央区「死亡届:お亡くなりになったときの届出」 https://www.city.chuo.lg.jp/a0012/kurashi/touroku/koseki/siho.html
- S07:協会けんぽ「健康保険埋葬料(費)支給申請書」 https://www.kyoukaikenpo.or.jp/application_form/benefit/012/
- S08:日本年金機構「遺族基礎年金を受けられるとき」 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/izoku/seikyu/20140617-01.html
- S09:日本年金機構「年金を受けている方が亡くなったとき」 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140731-01.html
- S10:生命保険協会「生命保険契約照会制度 ご利用の手引き(書面)」(PDF) https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/pdf/tebikisyomenn.pdf
- S11:生命保険協会「生命保険契約照会制度 ご利用の手引き(ウェブ)」(PDF) https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/pdf/tebikiweb.pdf
- S12:野村證券「相続に係る口座照会依頼書」(PDF・提出書類について) https://www.nomura.co.jp/support/procedure/inheritance/pdf/iraisho.pdf
- S14:日本年金機構「遺族厚生年金を受けられるとき」 https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/izoku/seikyu/20140617-02.html
- S15:野村證券「相続のお手続き」(公開ページの口座照会の必要書類欄) https://www.nomura.co.jp/support/procedure/inheritance/
- S13:軽自動車検査協会「名義変更(売買・譲渡・その他)」 https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/change_name.html

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/sogi/shibou-shindansho 出典の確認日:2026年10月25日 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。

一般的な情報提供です。死亡診断書(死体検案書)の様式そのものではありません。書かれた内容への疑問は交付した医師・医療機関に、手続きで必要な書類は各提出先に確かめてください。